

議 案 第 3 号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

新たに設置する附属機関の委員に関する報酬を定める等のため、富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中72の項を73の項とし、37の項から71の項までを1項ずつ繰り下げ、36の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|----|-------------|------|----|--------|
| 37 | 地域福祉計画審議会委員 | 学識経験 | 日額 | 8,000円 |
| | | 委員 | 日額 | 3,000円 |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。